

藤沢市社会教育委員会議
令和5年度9月定例会

議 事 録

日 時 2023年(令和5年)9月25日(月)
場 所 藤沢市役所本庁舎 8階 8-1・8-2会議室

令和5年度藤沢市社会教育委員会議9月定例会

日時： 2023年（令和5年）9月25日（月）
午前10時から

場所： 藤沢市朝日町1番地の1
藤沢市役所本庁舎8階 8-1・8-2会議室

1 開 会

2 議事録の確認

3 議題

（1）生涯学習ふじさわプラン2026の進捗管理について

（2）社会教育関係事務のあり方について

4 報告

5 その他

6 閉会

(出席委員)

稲川由佳・瀬戸内恵・小笠原貢・越智明美・窪島義浩・川野佐一郎

後藤智子・田口迪子・西村雅代・平野まり・三宅裕子・矢尾板丈明

(事務局)

横田参事・浅上主幹・田高主幹・守屋課長補佐・鈴木職員・高田課長・三部課長補佐・齊藤課長・森本課長補佐

***** 午前10時 開会 *****

稲川議長 それでは定刻になりましたので社会教育委員会議9月定例会を開催したいと思います。本日も定例会の円滑な進行につきまして、ご協力をよろしくお願いいたします。

事務局から欠席委員の確認と会議の成立について報告をよろしくお願いいたします。

事務局 藤沢市社会教育委員会議規則第4条により、審議会の成立要件として、委員の過半数以上の出席が必要とされておりますが、委員定数15名に対して、本日の出席委員12名であることから、会議は成立いたしましたことをご報告申し上げます。本日の欠席委員は伊藤委員、西尾委員、福家委員となっております。

稲川議長 本日傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

事務局 いらっしゃいません。

稲川議長 それでは事務局より、本日の資料の確認をお願いいたします。

事務局 (資料の確認)

稲川議長 議事に入る前に、8月の定例会の議事録の確認をしたいと思えます。修正等ありましたでしょうか。

川野委員 質問です。議事録にはページ数は振らないのでしょうか。また、公開されている議事録にはページ数が振られているのでしょうか。

稲川議長 事務局、お願いいたします。

事務局 ページ数は、今回振らない形でお送りさせていただきましたが、今後は付番した上でお送りをさせていただきたいと思います。

川野委員 議事録を読んでいて、チェックすべきポイントを、ページ指定で印刷をしたいと思ったのですが、ページ番号が振られていないということで、不便をきたしましたので、できればページ数を振っていただければありがたいと思います。

実は先日、奈良県奈良市の行政に呼ばれまして、4月にも調査を行って、8月28日に、市民の話し合いや議員との話し合いの中に私が行って話したのですが、議事録が簡略化していて、こういう経緯があったということしか書いておりませんでした。それに対して市民は不満に思っていました。言った、言わないの話になるためです。藤沢市の場合は全文公開をしていますし、非常に役に立つと思いますが、奈良市では、公民館を巡る再編の問題で、市民と議会と行政の中で意見の違いが生じておりまして、その根幹を担うのが議事録になっているため、確認をさせていただきました。

稲川議長 ありがとうございます。修正部分はいかがでしょうか。事務局お願いいたします。

事務局 会議録の修正のご意見はいただいております。

また、これまでの会議録のホームページ公開について、公開時点では、ページ数が入っていない形になっていました。取り急ぎ、ご報告させていただきます。

稲川議長 今後は、ページ数を振っていただくという形でよろしいでしょうか。

事務局

そのようにいたします。

稲川議長

ありがとうございます。議事録全体に関しては、特にご意見がなかったということでもよろしいでしょうか。

それでは早速議題に入ってまいります。

本日は(1)生涯学習ふじさわプラン2026の進捗管理についてと、(2)社会教育関係事務のあり方についての二つの議題がありますが、それぞれの議題において、スポーツ推進課と文化芸術課からヒアリングを行うため、職員の出席をいただいております。

それでは議題(1)生涯学習ふじさわプラン2026の進捗管理についてに入ってまいります。

各委員にはあらかじめ各事業の担当課が作成した事業実績報告書をご覧いただき、質問シートによるご質問を3名の委員からご提出いただきました。

質問に対する各課の回答については事務局から事前に送付させていただいております。

本日はスポーツ推進課と文化芸術課のプラン事業についてヒアリングをいただくことになっております。

まず初めに、スポーツ推進課の事務についての説明と、生涯学習ふじさわプラン2026におけるスポーツ推進課関連の事業について、説明を受けたいと思います。

それに続きまして、文化芸術課の事務について説明と、生涯学習ふじさわプラン2026における文化芸術課関連の事業について説明を受けたいと思います。

次に、皆様から、スポーツ推進課関連と文化芸術課関連のプラン事業に関して、一括してご意見、ご質問をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それではまず初めに、スポーツ推進課の事務と、プラン事業についてご説明をよろしく願いいたします。

事務局

スポーツ推進課長の高田と申します。本日は課長補佐の三部とともに出席をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

藤沢市のスポーツ行政につきましてご説明をいたします。

資料1ページをご覧くださいと思います。

本市のスポーツ行政は、藤沢市スポーツ都市宣言の理念のもと、市民一人一人がスポーツを楽しめるよう、スポーツ推進計画に位置づけた各種施策を推進しております。

主な業務といたしまして、一つ目としてスポーツイベント、スポーツ大会、スポーツ教室など、各種スポーツ事業の開催。

二つ目といたしまして、各種スポーツ・レクリエーション団体や障がい者スポーツ団体の活動支援。

三つ目といたしまして、指定管理者である、藤沢市みらい創造財団による秩父宮記念体育館などのスポーツ施設の管理運営、およびスポーツ活動の場の充実でございます。

資料2ページです。

主な取り組みの一つ目について、本市は令和3年10月に市民一人一人が生涯にわたって健康で豊かなスポーツライフを実現することをめざし、東京2020オリンピックパラリンピック競技大会のレガシーを繋ぐためスポーツ都市宣言を宣言いたしました。その理念を実現するために策定したスポーツ推進計画に基づき、「する・観る・支える」スポーツに関する各種イベントを実施しております。

写真は、市民が身近にスポーツに触れる機会を作り、まちの賑わいを創出することを目的に、駅前で開催しました、藤沢スポーツパークの様子でございます。

3ページをご覧くださいと思います。

取り組みの二つ目は地域スポーツ、およびレクリエーションや競技スポーツ、障がい者スポーツの推進を図るため、藤沢市体育協会を初めとした各種団体等の支援、表彰等を行っており、写真は、地域スポーツの推進に貢献された方々を表彰する「体力づくり運動推進功労者表彰式」の様子でございます。

4ページをご覧ください。

取り組みの三つ目といたしまして、市民が安全、安心に楽しめるよう、各種スポーツ施設やスポーツ広場の環境を良好な状態に保つための整備を行うとともに、学校体育施設につきましては、体育館や校庭などを開放し、有効利用を図っております。

また、市のスポーツ施設全体が老朽化しておりますので、今後のスポーツ施設の再整備を検討するため、各施設の劣化度に関する調査や、スポーツ環境に係る市民ニーズ等の調査を段階的に実施しているところでございます。

5ページをご覧くださいと思います。

スポーツ推進課が所管している主な施設でございます。備考欄に、ここ最近の取り組みを記載してございまして、昨年度、令和4年12月に秋葉台公園にスケートボード広場を開設したほか、令和5年1月に、八部公園の多目的広場にバスケットゴールを設置いたしました。

次に資料6ページでございます。

今後に向けた課題についてでございます。市民のライフスタイルが多様化し、健康志向が高まりを見せる中で、スポーツ活動を楽しむ場やコミュニティの醸成を図る場を確保していくことが必要でございます。一方で市民の価値観も多様化しており、住環境とバランスを取りながら、スポーツ活動の場の充実を図っていくことはなかなか難しい状況もございます。こうした中で市民の理解を得ながらスポーツ環境の充実を図るよう施策を展開しているところでございます。

資料の1につきましては以上でございます。

続きまして資料1の参考をご覧くださいと思います。生涯学習ふじさわプラン2026の事業についてご説明をいたします。

まずNo.25「ラジオ体操会の開催・普及活動」につきましては、本市が掲げる健康寿命日本一を目指し、運動習慣の形成を図るものでございます。以下、実績、自己評価、実績等を踏まえた課題、課題に対する今後の取組につきましては、記載のとおりでございますので、説明を割愛させていただきたいと思います。

No.30「湘南藤沢市民マラソン等の開催」につきましては、江の島などの観光地を活用することで、スポーツを普及するとともに、地域経済にも貢献する目的で事業を実施しているものでございます。

No.31「マリンスポーツ・ビーチスポーツの推進」でございます。砂浜や海上を利用したビーチスポーツ・マリンスポーツの各種スポーツ大会やイベント等の開催をするとともに、協力または支援を行っていくというものでございまして、今回、委員の方からご質問がありました、実績に、本市の主催した事業しか掲載をしておりませんでしたので、ビーチバレー大会など、市が支援する事業も今後記載するような形で訂正をしていきたいと考えてございます。

続きましてNo.53「スポーツボランティアの養成」につきましては、スポーツボランティアの養成・活動機会の提供について取り組み、共助社会の実現を目指すものでございます

No.65「インクルーシブスポーツ事業」につきましては、障がい者と健常者が分け隔てなくスポーツを楽しむことで、スポーツを通じた心のバリアフリーや共生社会の実現を目指すものでございます。

No.77「スポーツ栄養講座」につきましては、技術やトレーニング方法だけでなく、ジュニア期から食事等の栄養補給の重要性を周知するものでございます。今回、委員からご質問いただきましたが、対象といたしましては、中学生以上の方、指導者、保護者の方で開催につきましては年1回でございます。講師は公認スポーツ栄養士、健康運動指導士の資格を有する管理栄養士でございます。評価といたしましては、参加された家族間のコミュニケーションの効果があつたとされているものでございます。

以上、雑駁でございますが、スポーツ推進課の説明を終わらせていただきたいと思います。

稲川議長

高田課長、ありがとうございました。続きまして文化芸術課の事務とプラン事業について説明をお願いいたします。

事務局

引き続きまして文化芸術課の課長の齊藤でございます。本日は、課長補佐の森本も同席させていただいております。

では資料2をご覧くださいまして、文化芸術課の事務事業につきまして、資料に基づき説明をさせていただきます。

2ページをご覧ください。

文化芸術課の主な業務といたしましては、市民会館などの文化振興施設の管理・運営の他、藤沢市文化芸術振興計画2028に基づく本市の文化振興、推進に関する業務や公益財団法人藤沢市みらい創造財団芸術文化事業部門の運営指導等を行っております。

3ページをご覧ください。

文化芸術課が管理・運営する施設につきましては、市民会館、湘南台文化センター、市民ギャラリー、アートスペースの4施設がございます。所在地や建設年月につきましては、記載のとおりでございます。市民会館、湘南台文化センターとも施設の老朽化が課題でございます。

4ページをご覧ください。

続きまして主な取組①といたしまして、市民会館の再整備となります。市民会館は、市民の文化芸術活動の発表の場や、成人式等の公的な催事などに利用されております。現在、企画政策課を中心に生活文化拠点再整備事業に関するマスタープラン、いわゆる基本計画の策定を進めております。市民会館としての施設規模や、機能についてバリアフリー対応などを含め、引き続き市民の皆様からのご意見などを伺いながら、取り組んでまいります。

5ページをご覧ください。

現在の市民会館の外観および主要な施設の写真になります。

6ページをご覧ください。

主な取組②アートスペースについてでございます。アートスペースは、辻堂のココテラス湘南6階において、若手芸術家等の創作活動および展示・発表などについての支援を行うとともに、身近な場所で美術の魅力に触れる機会や学習の場を提供しております。

7ページをご覧ください。

アートスペースには、企画展や個展を行うための展示ルームや、講座などに使用するワークショップルームの他、滞在制作を行うことができるレジデンスルームがございます。滞在制作期間中はその制作現場を公開しており、来館者と芸術家が交流することができる場となっております。上の2枚はレジデンスルームにおける滞在制作の様子と、本年度開催しました企画展の様子でございます。下の2枚は、アートスペースで行ったこの夏休み中のワークショップと、公民館とともに開催したふじさわパブリックアート散歩の様子でございます。この事業は、市内に点在するパブリックアートについて、現地で学芸員の説明を聞きながら、参加者がアートに親しめる内容となっており、好評をいただいております。

8ページをご覧ください。

主な取組③、藤沢市民オペラについてでございます。藤沢市民オペラは、今年50周年を迎え、全国の市民オペラの先駆的な役割を果たすとともに、長年の実績や取組が評価され、数々の賞を受賞するなど、本市の文化芸術振興の代表的な役割を担っております。

本事業は、藤沢市みらい創造財団を中心に事業を展開し、現在3年1サイクルで取り組んでおります。

最初の年は、市民にオペラを鑑賞する機会を提供するため、プロのオペラ公演を招致します。2年目には、市民参加による演奏会形式でオペラを上演し、3年目に本番の市民オペラを上演することとしております。写真は、令和3年度に上映しました本番の市民オペラの様子です。引き続き多くの皆様に藤沢市民オペラをお届けしてまいりたいと考えております。以上で文化芸術課の事業の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、生涯学習ふじさわプラン2026の事業別評価結果報告書について資料2参考資料をもとに、文化芸術課の関連事業における主だった点についてご説明させていただきます。内容の数値等につきましては、文化芸術課につきましても省略をさせていただきますが、事業の目的など概略についてご説明をさせていただきます。

まずNo.35「アートスペース事業」になります。

本事業につきましては、本市の文化芸術の創造、発信の拠点として、若手芸術家等の活動を支援するとともに、市民に身近な美術鑑賞の場を提供することにより、市民文化の向上に寄与することを目的としております。

続きまして、No.62「市民ギャラリー事業」になります。

事業の目的といたしましては、市民の美術創作活動の発表の場と、よりよい美術作品の鑑賞の機会を提供することにより、市民文化の振興を図るということで、事業の内容としましては「藤沢市展」、毎年1回開催している公募展になります。また、公民館のサークル連合美術、写真展等を開催しております。

続きまして、No.76「次世代育成文化活動支援事業」です。

目的としては、質の高い文化芸術を鑑賞する機会を小学生に提供するとともに、文化芸術を介して地域づくりを進め、市民の交流を図るというものです。事業の内容としましては、市立小学校6年生をご招待する「こころの劇場」というものがございます。こちらについては、劇団四季のミュージカルを、市民会館の大ホールで皆さんと一緒にご覧いただくという事業になっております。

また、文化団体連合会さんと、「みらいをひらくワクワク体験ひろば」ということで、華道や茶道、その他美術等を1日気軽に体験していただけるイベントを開催しているものがございます。こちらは湘南台と市民会館と南北で1回ずつ程度行っている事業になります。

文化芸術課関連のプラン事業については以上になります。

稲川議長

文化芸術課からご説明がありました。

それでは、スポーツ推進課関連と文化芸術課関連のプラン事業に関して、一括してご意見、ご質問を、皆様からいただければと思っております。プランの進捗管理については、生涯学習ふじさわプラン2026の理念と目標の観点から、また本プランの5年を見据えた上でのスタートアップの年度としての視点からご意見、ご質問いただければと思いますが、皆様から何かこの時点でご意見、ご質問ありましたら、ぜひ挙手お願いいたします。

矢尾板委員

スポーツ行政につきまして質問させていただきたいと思います。

事業No.25「ラジオ体操会の開催・普及活動」ですが、令和4年度の参加人数目標が1100人となっております、それで実績は303人、オンラインでは220人ということで、目標には届かなかったということですが、当初目標設定を1100人にした理由はどのようなことでしょうか。

事務局

ラジオ体操会は、集合とオンライン参加のハイブリッドで開催している事業です。集合はおおむね500人を定員として募集をしております、オンラインは延べ3回やったということもございますので、各参加人数を大体200人程度と見込んでおりましたが、結論からするとそこまでオンラインの参加がなかったという状況になってございます。当初の設定につきましては、そのような形で1100人と設定をさせていただきました。

矢尾板委員

今後目標達成に向けて、周知を引き続き行う必要があるという見解だと思いますけれども、なかなか目標が高く見える中で、具体的にどのような周知方法を行って、目標達成されようとしているのかを教えてくださいいただけますでしょうか。

事務局

これまでは、コロナ禍ということもございまして、周知をする際には広報ふじさわを初めとして、学校にも配布の協力をしていただくという取り組みを進めてございました。今後、さらなる参加者数の増加に向けては、藤沢市のLINEを活用して周知を行ったり、新聞、タウン誌などにも、事業を掲載して周知を図っていきたいと考えております。

矢尾板委員

ありがとうございました。スポーツ推進課についての質問をもう一つさせていただきます。事業を政策評価していく際には、エビデンスを示していただくということは大変重要だと思っております。特に、この進捗管理につきましては、それぞれのイベントや講習会等に参加した市民の声。例えばアンケート調査の統計的に分析してみるというこ

とがよ行われ、それは非常に重要なエビデンスになると思います
が、そういったエビデンスの収集については、どのような取り組みをさ
れているのか教えていただけますでしょうか。

事務局

当該事業に実施にあたって、参加者アンケートを回収するという取
り組みは現時点でスポーツ推進課には届いておりません。藤沢市み
らい創造財団と一緒に事業をやっていくことが多いですが、ご意見
を集約できるよう、課題として取り組んでいかなければならないと考
えております。事業全般ということにつきまして、例えば施設を利用される
市民の意見を集約するという意味では、施設の利用者の声を投函で
できるようにアンケート用紙を設置しております。事業一つ一つのアン
ケート調査は行っていなかったというご説明でございました。

矢尾板委員

ありがとうございます。前向きに対応なさっていると思いますが、私
達がこの会議で進捗管理をするにあたっては、一般的な説明も非常
に参考になりますけれども、データを示していただくことも非常に重
要だと思っております。特に市民の声を全般的に収集しているとい
う話だと思いますが、できれば、個別についてももう少しきめ細かく市
民の声を収集して、私達が精緻な進捗管理ができるような体制をと
っていただくことについて、今後取り組みをしていただければ、大変あ
りがたいと思います。

事務局

貴重なご意見を参考にさせていただきます、また事業実施するに
当たりましても、ご意見を集約できるような仕組みを、今事業を一
緒にやっていたら藤沢市みらい創造財団とともに、前向きに検討さ
せていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

矢尾板委員

私どもの意見集約は11月末ぐらいになるかと思いますが、前向
きな回答いただきましたので、その結果を見たいと思います。文
化行政につきましては、また他の意見がある方がいらっしゃると思
いますので、スポーツについては以上です。

稲川議長 他にご意見はございますでしょうか。三宅委員、お願いします。

三宅委員 ラジオ体操はどちらかというと地味なイベントですけども、そうすると何か魅力を入れていかないと、広がっていかないのかなという感じもします。例えばそこにキャラクターが出てくるとか、地元の企業の協力で、参加した人が小さなプレゼントを差し上げるといったように、もう一つひねってみると、もっとモチベーションが上がるのではないかなと思います。

事務局 ありがとうございます。藤沢市のふじキュンや、みらい創造財団のみらぞうと一緒に参加をして、子どもたちには楽しんでいただいているという取組をさせていただきます。

もう一つ、スポーツという視点では、企業から飲み物の提供をいただいて、お帰りの際にそれを持ち帰っていただくということをさせていただいてございます。子どもたちも多く来てもらいたいため、子どもたちにも楽しんでいただけるようなものを検討してまいりたいと思います。

稲川議長 小笠原委員、お願いいたします。

小笠原委員 No.30「湘南藤沢市民マラソン等の開催」です。事業の目的に、江の島などの観光地を活用した事業を開催することで、スポーツの普及、活動の推進だけでなく地域の活性化や地域経済にも貢献すると書かれていますが、実績を見るとたくさんの方がマラソンに参加するということがわかります。それによって地域が活性化するのだろうということは想像できるのですが、地域経済に貢献するということが書かれていて、経済効果について数値に示すことができるものがあれば教えていただきたいと思います。

事務局 計画と実績に観光ロゲイニング参加者数を記載をさせていただいておりますが、ご質問の、例えば金額的なものについては、事務局では把握はしていないという状況でございます。

小笠原委員 わかりました。一般的に地域経済に貢献をするということが事業の目的と書かれているので、ぜひそれを数値に示すようにしていただければ非常にわかりやすいのかなと思います。

稲川議長 他にありますでしょうか。瀬戸内副議長、どうぞお願いします。

瀬戸内副議長 アートスペース事業について、3年ほど前にプラン2021の視察をした際に、南部と北部で周知の度合いが結構違うのではないかという意見がありまして、南部の参加者が多く、北部ではなかなか周知されてないという意見があったかと思います。今回、例えばワークショップに参加された人がどの地区から参加されていたのか、周知に関して北部にも行き渡っているのかどうか、2021のときの意見が反映されているのかどうかをお伺いしたい部分と、誰もが学べる環境づくりという面もありますので、そこに照らし合わせて、北部の方たちの学ぶ環境をご提供いただいているのかということで、2026になった際には、北部にもきちんと行き届いてる状況からスタートしていただきたいので、北部の方の把握の状況を教えていただければと思います。

事務局 ワークショップは、住所などを確認させていただいているケースもありますが、本人確認で把握をしております、それを事業に生かしているかは確認します。具体的にはあまり進んでいないかもしれませんが、お越しいただけないということは、知らないというところなので、実際待っていてもなかなか伝わらないだろうということで、去年度ぐらいから、御所見公民館と協力して、浮世絵館と一緒に事業を出張講座として行いました。

また、パブリックアート散歩などは湘南大庭や湘南台でも開催をさせていただいております、周知というよりは、実際にその場に出向い

て、触れていただいた方から徐々に広がっていくような方向性を持ちながら進めているところになります。

今年は湘南台駅の地下でワークショップも開きまして、こちらは実際アートスペース現地の方で、ご好評いただいているワークショップと同じものを出張で開催しております。また、近くにテラスモールがございまして、そちらで開催したイベントに、一緒に参加し、ワークショップを行いました。市内外から人がお見えになる場所ですので、そういったところから実際の経験、体験をしていただいて、アートスペースの魅力を、すぐにはなかなか文化は広がらないと思うんですけども、地道な活動しながら、ただその施設の場所にとどまるだけではなくて、広がっていくという考え方で、今事業の方を企画しているところです。

稲川議長

アウトリーチに力を入れていらっしゃるということでよろしいでしょうか。

事務局

はい。アウトリーチについて、高校にも出向いて、芸術家さんと学生さんが一緒に作成するといったものも去年度から始めております。

今年につきましても、その学生さんと、一緒に作った作品を小田急電鉄さんと新江ノ島水族館さんのご協力をいただきまして、片瀬江ノ島駅のクラゲの水槽に作品を飾って、観光客の皆様にも触れていただけるような場を提供する準備を進めているところでございます。

稲川議長

他にご意見はありますか。西村委員いたします。

西村委員

文化行政の取組で市民オペラを紹介していただきましたが、事業報告書の位置づけ的にはどこになるのか教えていただきたいです。

事務局

位置づけ的には、No.35、62、76の方には、入ってこないところですが、No.76は、市民オペラ事業については、藤沢市みらい創造財団の方で実施をしているので、そちらの事業に位置付けられるのですが、その事業の中で、実際に出演されている芸術監督さんやソリスト

さんが一緒に小中学校に行きまして、アウトリーチしているようなところもございます。ただ、生涯学習ふじさわプランの中では明確にここですということが、含まれていないのかなと、ご指摘いただいて感じるところです。

西村委員

ありがとうございます。知人がこれに参加しようと思ったことがあったのですが、市民オペラは3年に1回の形で、そうすると応募した人は、3年間行くというサイクルなのでしょうか。それとも、1年目は招聘公演なので市民オペラ参加者が鑑賞するのではなく、一般の鑑賞。2年目はアウトリーチでいろんなところに出ていく。それから3年目が本番ということで、要は3年に1回、市民講演をするというのでそのときに準備をするという感覚なのかを教えてください。

事業の展開自体がどうなっているのかを、周知していただけるような形があると盛り上がるのではないかと思いますので質問させていただきました。わかる範囲でお願いします。

事務局

ありがとうございます。3年1サイクルのやり方ですが、まず、1年目の招聘公演は、プロの方の講演を呼んでくるだけですので実際チケットを買って見ていただくということになりますので、参加者が優先ということは全くないです。一般の公演を見ていただいて、興味をまずお持ちいただくという形で考えています。

2年目ですけれども、演奏会形式ということで、演技をしないで、合唱と、オーケストラとソリストさんが入って、オペラをやるという形になるので、これに参加する人たちはその都度の募集になります。ただ、現時点で参加いただけるのが、藤沢の合唱連盟に加盟されている合唱団の中から希望者という形になっているので、こうなりますと、例えば合唱でご参加いただくためには、その合唱連盟に所属している団体さんに入ってください条件が必要になってくるということです。オーケストラも市民でして、藤沢市民交響楽団に所属されている方が出ております。ですので、いずれの場合も、どちらかに所属していただく。あと、ソリストさんはオーディションになりますので、これについてはメイン

で歌っていただく方なので、市民の方も応募されて、実際選考に通れば出るという形ができますので、本格的にやられている方はソリストさんに応募していただくことも可能であると考えております。それぞれ演奏会形式である2年目、3年目の公演については、メンバーを募りますので、その都度、練習を半年以上お付き合いいただけるといった条件であるとか、練習が毎週というところで、時間的な制約であるといったところに参加いただけるのであれば、様々な方にご参加いただけるのではないかと考えているところです。

また今後、市民会館の再整備も絡みましたが、広く参加していただける方法というのをこのままの形でいいのか悩んでいるところもありますので、市民会館の再整備中に、藤沢市みらい創造財団と一緒に再度検討していきたいと考えているところです。

西村委員

ありがとうございました。いい事業なので、どこかに位置づけて、その成果を発表してもらおうという形をお願いしたいと思います。

事務局

ありがとうございます。せっかくメインの事業なので、こちらとしてもどこかに位置付けて進めていきたいなと思います。

稲川議長

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。田口委員。

田口委員

藤沢市民オペラや市民会館で開催するピアノのコンサート等は、どこが決めているのですか。みらい創造財団ですか。それとも文化芸術課と両方で相談して決めていらっしゃるのですか。事業について、市民が希望を出すことはできるのでしょうか。

事務局

実際の事業については、みらい創造財団が主だったところで事業予定を組んでおりますので、要望としてお伝えいただく場合は、みらい創造財団に言っていただいても、こちらに言っていただいても、共有はさせていただけると思います。

田口委員 文化芸術課でも、みらい創造財団でも、今度こういう方を呼んで欲しいという希望を出せば、検討していただけるということですか。

事務局 可能と考えています。セイジ・オザワのスクリーンコンサート等は直接こちらでやっていますが、実質的な事業はみらい創造財団の方で考えています。ただ、有名なコンサートを呼ぶには、現在の市民会館では2階にお客さんを呼ぶと階段しかないため、興行主さんが利用を控えているところもあると聞こえておりますので、市民会館の再整備が整ったときには、皆さんがどのようなものをお聞きになりたいかというところも踏まえて藤沢の文化がより振興できるような事業を運営者さんに考えていただきながら、こちらと一緒に協働していくという形になると考えております。

稲川議長 他にございますでしょうか。矢尾板委員。これを最後の質問とさせていただきますと思います。

矢尾板委員 市民オペラですとか、劇団四季とか第九とかあるんですけども、藤沢市として、予算補助などの財政支援はされているのでしょうか。

事務局 第九演奏会とワクワク体験ひろばについては、補助金という形で文化芸術課からお出ししています。金額は、文化団体連合会さんに、ワクワク体験ひろば以外の事業も含めて、200万円。

市民シアターの第九演奏会は、演奏会をやるときには200万円という形で推移しております。劇団四季は、校長会に業務委託で出しているんですけども、実際にうちで行うときの、劇団四季メンバーのための数十万円程度の金額プラス学校からバスで来る場合の交通費がほとんどになりますので、こころの劇場の誘致そのものにはほとんどお金がかかっていないというところがございます。

矢尾板委員 興行主としては興行は成り立っているということですか。

事務局 劇団四季さんの全国ツアーになっておりまして、かなりの民間企業さんの協賛をもらって事業を実施されていると聞いております。事業の中として、収支についてこちらの方で把握はしておりません。

矢尾板委員 市民の声は今現在収集されているのでしょうか。今後どのように取り組まれるのか教えてください。

事務局 文化の事業については、みらい創造財団と協働しながら実質的にやっているところがありますので、財団さんの方で、Googleアンケート等を用いてその都度アンケートをとっているものもございまして、市で個別に主催している事業についても、紙のアンケートは収集しているところです。それを公開するということまでには至っていないんですけども、事業実施の参考にさせていただいております。

矢尾板委員 できましたら、審議の参考になりますので、整理した段階でこの場に提供いただければありがたいと思いますので、

事務局 今後の方向性として参考にさせていただいて、ぜひ提供させていただきたいと思います。

田口委員 文化団体連合会のワクワク体験広場は、湘南台でも開催していますが、高齢化が進んでおり、準備が大変なので、大勢の人が来る市民会館のみの開催にして、湘南台は切ってもいいのではないかという声もありますけれどもどう思われますか。

事務局 個別の事業なので、詳細については別の場所でお話をしたいのですが、こちらとしては、次世代育成に役立っている事業だと思っておりますので続けていただきたいと思いますと考えております。

稲川議長 ありがとうございます。生涯学習ふじさわプラン2026の進捗管理については以上とさせていただきたいと思います。

議題2に入らせていただきます。

この件については、前回の会議で小委員会を設置することとし、ご参加いただける方は9月8日までに事務局にご報告いただくと確認させていただいていましたが、参加を希望される方が1人もいらっしゃらなかったため、小委員会は設置せず、定例会の中で審議を進めていくこととさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。

(意見なし)

それではそのように進めさせていただきたいと思います。小委員会を設置しないことになりましたので、会議における議論の進め方について、改めて確認をさせていただきたいと思います。

まず、前回の会議で委員の皆様からいただいたご意見を整理し、皆様にご確認をいただきます。次に本日と次回の11月の定例会において、生涯学習部各課からのヒアリングを行い、今後の社会教育関係事務の執行にあたって求められるものや、各課の事業に対するご意見やご質問を取りまとめて整理し、次回の会議において提示し、ご議論いただけてまとめていきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしければそのように進めさせていただきます。

では初めに前回の会議で委員の方々からいただいたご意見について事務局から説明をお願いいたします。

事務局

資料3をご覧ください。先ほど議長から説明いただきましたが、今月は文化芸術課・スポーツ推進課、来月は郷土歴史課と総合市民図書館のヒアリングを行って意見をまとめ、12月の定例会では、論点として整理したものを皆様にお示ししてさらにご意見をいただきたいと思います。

「議論の進め方について」と「公民館に関する事務における検討事項について」に分かれていますので、まずは「議論の進め方について」を説明させていただきます。

1をご覧ください。前回の定例会で、論点と課題を整理して、見える化したものをというご意見がありましたので、この資料3で前回の意見をまとめさせていただきました。12月をめぐり全体の論点を整理させていただきます。

2としまして、他の自治体における議論や答申の内容を基礎資料として提示し、論点を共有した上で議論を進めていくと効率的だというご意見をいただきましたので、資料の4-1から4-4までを配付させていただきました。国で社会教育関係施設の移管にあたって、議論を進められたときの資料で、中央教育審議会から諮問を受けて、答申をしているという内容です。4-1が答申の概要版で、4-2は答申にあたっての最初の諮問、4-3は答申にあたって議論を進めた際の論点整理、そして4-4が、各関係団体や自治体のヒアリングの結果です。

3は、EBPMの観点から、国や各自治体における政策評価の資料があればというご意見でした。大変恐縮ですが、藤沢市と全く同じような形態・状況から移管を進めて、同じような形態にするというところが、他の自治体の中でなかなかないのが実情でございます。また、移管した後の状況を政策評価として出しているところも、私どもが調べた中では見つけられていないのが現状です。ですが、他の自治体の状況は非常に参考になるかと思えます。例えば県内ですと横浜市と横須賀市のように生涯学習支援センターやコミュニティセンターという形で公民館から移管をして、取組を進めていたり、大和市については当初スポーツと文化だけ条例移管していましたが、その後図書館と公民館を条例移管しております。そのような自治体に、実際どうだったのかという聞き取りをさせていただいて、その内容を審議会の方でご報告をさせていただき、参考にさせていただければと考えております。

稲川議長

事務局から議論の進め方について説明がありましたので、次はスポーツ推進課と文化芸術課の移管事務について、ヒアリングをさせていただき、その次に皆様から一括してご意見ご質問をいただきたいと思っております。

川野委員

前提条件としてどうするかという問題なのですが、前回の議事録を見ると皆さん積極的に発言をされて、真摯に考えていて、大変重要な問題を含んでいるのではないかと思います。

それを今後、具体的にどのように生かしていくのかという方法論を考えると、我々にとっては情報がもう目いっぱい、もう少し焦点を絞っていかないと、非常に議論がしづらいのではないかと思います。

具体的に言いますと、小委員会ができないので、議論の進め方として論点を3点まとめていただいて、今回の会議が始まっていったわけですが、実は諮問というのは極めてシンプルです。何を我々が求められたのかというのを考えると、「市長部局への条例移管を前提とした、提案がありました」と書いてあります。そして「条例移管を前提とした社会教育関係事業のあり方について、社会教育施設のあり方も含めて、幅広くご検討をお願いします」という、諮問文はこれだけで、極めてシンプルな問題に対してどう考えるのかということ、この委員会の中できちんと議論すれば、答えが出るはずだと思います。

行政が、こういうものもありますよという提示してくれるのはありがたいが、それは国の考え方でもある。そして、平成30年の答申や、その後の中央教育審議会、生涯学習分科会の議論というのは、審議していることについてのまとめで、考え方ではないのです。それを中央教育審議会に報告して、教育委員会のあり方をどう考えるかということ、打ち出していくわけです。ですからもう少し問題をシンプルに考えて、議論したいわけです。

根本は答申じゃなくて、2014年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育行政を首長部局に移すということから始まっているわけです。そうすると、2014年の政治情勢や、政治経済の情勢だとか社会的な状況は変わってきていますから、それをどう議論していくかとなると、当時、社会教育事業のあり方を首長部局にという問題じゃなくて、教育行政そのものをどう首長部局に位置づけていくのか国会でも議論されたわけです。

ですから、我々は諮問されたことに対する答えを考えればいいのであって、あんまり情報を提供されても、非常に困るなというのが僕の考え方です。

稲川議長

矢尾板委員どうぞ。

矢尾板委員

今大変重要なご指摘があったと思います。個別のご説明の前に、今後の進め方について、委員の中で認識を共有しておく必要があると思いました。

今日提出していただいた資料は、私が以前から求めていた資料で、委員の皆様で共有することが非常に大事だということで提出していただきました。

前日も議論がありましたが、こういった資料にバイアスを受けてはならないということが基本で、国がこうしたからといってこうする必要はないわけで、もう1回ゼロから議論することが大事だと思っております。

その上で申し上げたいのは、今日お示しいた資料の中で、国も各自治体も、こういった判断枠組みの中で議論しているということだと思います。これは非常に重要な点で、例えば私達が一般的に議論されている論点を議論しなかったということになりますと、審議会の審議としていかなものかということで、条例改正に繋がることですので非常に重要な論点と思います。

その上で、これまでの議論の中で重要なことは資料の中ほどにあります。

最初の判断枠組みとして、生涯学習社会の実現に向けた横断的総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会の所管を基本とすべきとなっております。

市長の裁量権の逸脱と濫用などで、教育行政の介入のようなことがないか、しっかり見ていく仕組みをここで作っておくことが大事だと思いますので、今後も教育委員会の所管を基本とすべきなのかを確認することが大事だと思います。今日の個別具体的な質問に入る前に、教育委員会を基本とするかにより、今後の議論の進め方も大きく変わっ

てくると思います。その上で、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、特例を設けることも良いのではないかというような議論です。前回公民館につきまして一般的なご説明があったと思いますが、そこをもうちょっと掘り下げて藤沢市はこうなんだ、そこで役割を分担できるのか、そういった議論をしていく。

さらに今は補助執行ですが、議論の展開によっては、教育委員会の独立性も担保でき、市長の権限逸脱濫用の歯止めになるので、補助執行というやり方でいいのではないかという意見も出てくるかもしれません。

先ほどエビデンス・ベースト・ポリシー・メイキングの資料提供のご準備の話がありましたが、具体的にそれを裏付けるようなデータ資料があるのか検証していくという順序の議論になるのではないかと思います。

事務局

川野委員から、資料が次から次へという話ですが、資料3における「議論の進め方について」に記載の通り、前回の会議の中で、そのような資料の提供をというお話があったので、配布させていただいたということでご了承いただきたいと思います。

議論の進め方については、これだけ回数をかけて約1年かけて、答申までの議論を進めるという例はあまりなく、他市の事例を見ましたが、1回か2回の会議で諮問から答申まで決めているというところが多いと思います。

おそらくその場合は、こんな悠長なことをやっていたら結論が出なくなってしまうので、最初からある程度論点をお示ししたり、議長がある程度最初から結論ありきで進めていただく形にするのかもしれませんが、本市の社会教育委員会では、皆さんと議論を重ねながら結論を出していこうというスタンスで7回にわたって議論を進めるということだと思います。まずは各課の事業等についてヒアリングを進めていただき、その上で12月の時点で、出た意見をまとめて、論点としてお示しをしていくというのが、今回の趣旨と考えておりますので、よろしくをお願いします。

稲川議長

とりあえず他課の説明を聞いて、委員の皆様からご意見を出していただき、それをまとめて積み上げたものを見て、教育委員会にあるべきなのか議論をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

矢尾板委員

ありがとうございます。そのような進め方もありうると思いますが、後で議論がひっくり返ると、判断枠組みが大きく外れてしまうことになるのではないかと懸念しております。

そこで、まず教育委員会を基本とするかどうかというこれまでの審議の中で、皆さんそれぞれお考えがあると思いますが、私は教育行政の中立性安定性継続性の観点から教育委員会が基本だという最初の趣旨に賛成をいたします。

学校関係者の方々からも、ぜひこの場でお伺いしたいと思うのですが、その上で藤沢市の実情で特例を設けるかどうか、次の論点に入って説明を聞くのが効率的ではないでしょうか。

稲川議長

事務局、どうぞ。

事務局

教育委員会を基本とするということは、地教行法の改正でも変更はなく、変える余地がありませんので、社会教育行政自体は引き続き教育委員会です。その中で実施している事業のうち、スポーツ、文化、文化財の行政、あと図書館、公民館については、選択して移管することが可能だというのが、今回の法律改正なので、社会教育自体を移すことはありません。ですから、社会教育委員会議も引き続き教育委員会の諮問機関として教育委員会に残ります。わかりにくいかもしれませんが、そこは変更することができません。

矢尾板委員

今の事務局の説明で非常に明確になってきたと思います。まずはここを基本とするということで私達認識を共有した上で、次の実情に

ついてどうなのかという説明に移るといふふうに議論を整理していただけるとよろしいのではないかなと思います。

稲川議長

それでは、スポーツ推進課からまず、お話をお願いいたします。

事務局

スポーツ行政につきましては既に市長部局が補助執行を行っており、事務移管をしても大幅に変わることはない想定しています。

スポーツ施設につきましては、八部公園と秋葉台公園が都市公園であり市長部局、その他の施設につきましては教育委員会ということで、現在は所管が分かれています。事務移管後は市長部局に一本化されることから、効率的な事務執行が可能になるのではないかと想定をしています。

今後、スポーツ施設全体の整備計画を策定していきますが、このような場合もよりスムーズな事務に繋がっていくと期待していますし、例えば健康あるいは産業といった部局と、スポーツ都市宣言に基づいて政策を展開する上で連携が欠かせませんが、より一体的な取組が可能となると考えており、今後の事業の発展にもつながっていくと捉えているところです。

次に2ページをご覧ください。事務移管に伴い改正が必要となる条例は記載のとおりとなっておりますが、例えば使用許可証の許可者が教育委員会から市長に変わるという変更は生じますが、運用等につきましては大きな影響が出ることはないというふうに想定をしています。

3ページをご覧ください。変更のない条例と規則は次の通りで、学校関連の規則上では学校施設の管理者が学校長であることから、所管を教育委員会から変更できないと捉えています。

稲川議長

続きまして、文化芸術課からお願いいたします。

事務局

2ページをご覧ください。藤沢市民ギャラリー、藤沢市アートスペース及び文化行事等に係る事業の事務が教育委員会の所管となって

いますが、現状、本市では教育委員会の補助執行として、市長部局として文化芸術課が担っておりますので、移管されたとしても事務負担等の増減はございません。

市民ギャラリーについては社会教育の観点から、主に市内に在住・勤在・学する利用者が主体となって開催する展覧会や、学校教育、市内のサークル活動などの成果発表を行っています。

今後、市長部局の所管となった場合には、利用の幅を広げることによりまして、生涯学習ふじさわプランの基本理念にある、多様な学びと学びあいから、地域の人がつながり、藤沢の未来を創造する効果が期待されます。

また、施設運営の観点からも、多様な意見が取り入れられることができ、市民サービスの向上を図ることができると考えております。

続きまして、3ページをご覧ください。アートスペースですが、現在でも展覧会や講座等を行っているところですが、移管した場合には、観光、まちづくり等々の部局との連携がより容易になり、一層スムーズで効果的な活用が行えることが期待されておりますので、市民サービスの向上を図ることができるといふふうに考えております。

また、文化行事等に係る事業といたしましては、こころの劇場や、セイジ・オザワ松本フェスティバルのスクリーンコンサート、そのような事業や収蔵庫の美術品等の保管管理業務などを行っております。

市長部局に移管により、今後も効率的に事務を執行することが可能となることから、市民のニーズ、利便性の向上に資するための他の部局との連携が図れるようになっております。

条例規則および規定の改正ですが、主なものにつきましてはこちらの4ページに記載の通りとなっております。

稲川議長

スポーツ推進課と文化芸術課について一括してご質問ご意見をいただきたいと思います。

矢尾板委員

連携が容易になり、より効果的な活用ができるということだと思いますが、これあくまで一般的な説明で、私達が求めているのは、藤沢市の実情の部分であり、どういった市民の声とか、どういった現場の実情があつて、これを補助執行から完全に条例で移管することによって、どのように連携が容易になるのか、どのように効果的になるのか、その藤沢市の実情の部分は一番聞きたいところです。前回の公民館の説明も一般的な説明としては、何となくそうなのだろうという感じはするのですが、答申として私達が示さなければならないのは、先ほどの判断枠組みの中で実情をどのように分析してどのように考えてこういう結論に至ったのかということだろうと思います。もう少し現場とご相談いただいて、次回までに具体例を挙げて、その因果関係をエビデンスも含めてはっきりとお示しいただくということであれば、条例移管まで行くということを説明できる資料になるのではないかなと思いますので、もう一段の努力をお願いしたいと思います。

稲川議長

事務局からコメントがあればお願いします。

事務局

今いただきましたご意見を踏まえて、その関係性等、元となる資料等について説明できるように、次回に向けて準備をさせていただきます。

事務局

文化芸術課としては、具体的な例を述べさせていただければと思いますが、アートスペースは出来上がってから10年経っておりませんので、かなりその成立に当たっての考え方が新しい方向性を持っているところになりますが、市民ギャラリーは出来上がってからかなり時間が経っており、当時の社会教育の観点というのを色濃く残しているケースがございます。社会教育の観点からグループ展しかできないという状況がありますが、個展をやりたいという方も中にはいらっしゃると思います。そういった方を今のところお断りしていますが、コロナの長い間の制限がありました関係で、サークル活動が若干下向きになる傾向があり、100%近い利用があったところに若干の空室が目立

っています。今後、個人の方の個展もやってもいいのではないかと
いう考え方がありますが、社会教育としてグループを優先している現状
がございますので、移管にあたってオープンにしていくことができな
いかと考えています。

矢尾板委員

具体的な実情の一部が示されたと思います。今後こういった形を整
理して文書という形でお示しいただきたい。今後ヒアリングをする各部
署につきましてもこのような対応をしていただけると大変ありがたいと
思いますのでよろしくお願いいたします。

事務局

大枠で言うと教育委員会、事務の決定の迅速性というところでは、
現状は必ず教育委員会にも諮らなければいけないところを、所属の
中で即決即断できるという部分もあるかと思っています。具体的な例だけ
ではなく、事務執行全般においても、効率化というものもあるかと思
いますので、その具体的な事務の内容について、ご紹介できるかと思
います。

稲川議長

では事務局、次回の資料は整理をよろしくお願いいたします。

川野委員

質問ですけども、藤沢市のみらい創造財団は、公益財団ですか。

事務局

はい、そうです。

川野委員

元々公益財団からスタートしたのか、それとも第3セクターとしてスタ
ートしていたならば、市の支援は出ていないですか。

事務局

市の出資法人として設立されておりまして、その公益財団法人化し
たという経緯がございます。

川野委員

そうすると指定管理者として施設管理はできるわけですね。

事務局 スポーツ施設については、みらい創造財団が指定管理者として担っています。

川野委員 スポーツ施設も文化施設もみらい創造財団ですか。

事務局 文化施設については、違います。スポーツ施設を指定管理しているのがみらい創造財団、市民会館については業務委託という形で市の出資している株式会社が運営しています。

川野委員 みらい創造財団はスポーツ施設も管理しているということはわかりました。文化関係の部分の市民会館やギャラリーとか、そういうことの指定管理を受けることも可能なんですか。

事務局 実質的には可能と考えます。現時点では直営です。

川野委員 そうだと思いますが、指定管理者にした場合に、行政は丸ごと委託というのが流行っている。全部丸投げして、教育行政がそこに関わらないという問題点が今、噴出しているだろうと思います。みらい創造財団の文化関係の施設も含めた対応の今後についても、何かの機会でご教授いただければと思います。今の直営でやっているという状況はよくわかりましたし、早急に何かをやるということはないと思いますが、いずれそういう話が出てくるのかなと思いましたので質問しました。

稲川議長 窪島委員どうぞ。これを最後に。

窪島委員 今日の最初の段階から実はみらい創造財団との関わりについて気になっておりました。みらい創造財団との関係あるいは委託者、委託先に含めて、どのように変わっていく可能性があるのか、あるいは変わらないのか。あとまた何か活用方法がさらに広がっていくのかということも含めて。おそらくスポーツ、文化、青少年、全てに関わってくる

ことだと思しますので、参考になることがあれば、情報としていただければありがたいなと思います。

事務局

みらい創造財団が指定管理を受けている施設もありますし、株式会社であったり、施設によってバラバラですが、特に移管をされたからといって変わるということはなく、指定管理者の選定委員会にかけまして、基本的に募集する形になるので、その施設の形態が教育施設であろうと、社会教育施設であろうと市長部局の施設であろうと、過程は全く一緒だと思いますので、特に変更はないと思います。

稲川議長

最後にこれは聞いておきたいということがございましたら、もう一つだけご質問いただければと思います。

西村委員

学校利用については、今教育委員会の所管なので、優先利用というのが流動的にできるかと思うんですが、市長部局に行った場合その点についてはどうなのか。特に学校は行事をかなり抱えておりますので、その点の担保がとれるかどうかということをお聞きしたいと思います。

稲川議長

事務局お願いいたします。

事務局

文化施設に関してお答えさせていただきますと、現時点で市教育委員会と横並びで優先予約という形がございますので、事務移管されたことによって変化がされるというふうには考えておりません。

事務局

スポーツについても、各事業につきましては施設を優先という形をとっておりますので、移管によって変更はないと考えています。

矢尾板委員

担保措置の話が出ましたが、非常に重要な論点になってくると思います。

いろいろ議論を拝見しますと、教育委員会をどういうふうに関与させるのかということについて、ぜひ藤沢市の教育長の考え方を聞く場を作っていただければと思います。この会議が始まる前に、正副議長が懇談という形で教育長の話も聞いたと思います。教育の質の低下を懸念するという話があったとお話を承っておりますが、この教育委員会はどういう形で関与させるのか、させないのかということについて、会議録に残る公開の場で、教育長の考え方を聞く場を作っていただくことは、非常に重要ではないかなと思っておりますので、この点について検討いただければと思います。

稲川議長

それは検討事項とさせていただきます。

次に、公民館に関する事務における検討事項についての意見等ですね。事務局の方から説明をしていただきたいと思います。

事務局

資料3の後段ですが、前回、その場でご説明させていただいたこともありますし、説明を付け加えさせていただいたこともございます。公民館に関する事務における検討事項について1から6まで、それぞれについて、こちらに説明を入れさせていただいております。

稲川議長

皆様からご意見やご質問などありましたらお伺いしたいところですが、時間がかかり押しておりますので、改めて10月30日月曜日までに、事務局までメールでご連絡いただければと思います。今この場でご質問されたいという方ありましたら、お願いいたします。

矢尾板委員

ご説明によると市民にとってわかりやすく、利用しやすい施設とするためにということだと思えますが、もう少し実情を踏まえた説明が欲しいところですので、そこをもう少し書いていただければと思います。

それを踏まえて私達は精査した上で、答申に盛り込むのかどうかという検討ができるのだと思いますのでよろしく願いいたします。

稲川議長

他にご意見ありますでしょうか。先ほど申し上げましたが、10月30日までに事務局までメールにてご連絡いただければと思います。小委員会を設けないということで、ここで議論したことを積み重ねて、答申を作っていくということになってまいりますので、事務局の方にはかなりの宿題となってくるかと思えますけれども、それをお出ししていただきながら、私達はまたこの場で議論をして、それを積み重ねて、それが論点整理になり、それが答申になっていくというような形でこの会議を進めていきたいと思えますので、ご協力、またご意見をですぬ出していただけますようよろしくお願いいたします。

それでは、この議題については以上とさせていただきます。

続きまして、4の報告に入ってまいりたいと思えます。

委員の皆様からの報告を2点、事前にご連絡いただいております。

まず西村委員から、令和5年度神奈川県社会教育委員連絡協議会の研修会についてご報告をよろしくお願いいたします。

西村委員

資料7-1をご覧ください。

最初に愛川町の社会教育委員会が事例発表を行いました。今度栃木で行われる関東甲信越静の発表をされるものだと伺いました。内容的には、郷土に根付いた活動を発表されてきました。藤沢市とは環境や人口が違いますので、そのまま生かすのは難しいと感じましたが、愛川町の郷土の特色が分かる発表だったと感じました。

次に、講評と講演ですが、吉田和夫氏から、社会教育委員と社会教育主事の連携についてという形で、資料7-2のパワーポイントを使ってご講演されていましたが、枚数がかかなり多く、最後のスライドまで辿り着きませんでした。幅広いご説明だったので、今回の講演の中で社会教育委員と社会教育主事の連携についてという部分が私には読み取れず、どちらかというと、地域学校連携協議会の関係の教員の立場からの話が多かったように感じます。

資料7-3の連載をよく読んでいただいた方がわかりやすいかなと思いました。

協議は、社会教育委員と社会教育主事のとの連携、それから地域学校協働活動という二つのテーマで行いましたが、時間が短いので、四、五人のグループの中でも、実情として、社会教育主事が誰なのかわからない、どこで誰がその資格を持っているのかわからないけれど、事務局とは連携をとっていますというお話に終始してしまったような感じがします。印象的だったのは、とある市が公民館廃止という形になり、今までやってきた事業との混乱が続いているという発表がタイムリーで、印象に残りました。以上です。

稲川議長

ありがとうございました。次に、小笠原委員から図書館協議会のご報告をよろしく願いいたします。

小笠原委員

資料8-1、8-2をお配りさせていただいております。

図書館協議会については、8月30日の9時30分から総合市民図書館で行われました。議題については次第に記載の通りになります。

当日の会議では、大半の時間が、議題1の生活・文化拠点再整備事業について費やされましたので、本日は議題1の概要説明の資料のみ皆様の方にお配りをさせていただいております。

当日は本資料に基づいて、藤沢市の企画政策課から説明がありまして、その後に意見交換が行われました。様々な意見が出されたのですが、特に2ページ目に記載がある本プロジェクトの基本的な考え方、ビジョン、本プロジェクトにおける市民参画の考え方と基本理念を後ほど一読いただければと思っております。参加者委員の意見を聞いてみますと、基本的には過去に自分が体験したこと、また経験したことに基づく意見が非常に多いなという印象でした。この事業については令和11年供用開始ということになっておりますので、今から6年後になります。変化の早い現在の社会において、過去の体験や、現在の社会状況などを踏まえた意見や要望ではなくて、未来を想像した意見や要望を出さなければ、出来上がったときには時代遅れの施設になってしまうのではないのかなと若干懸念を抱きました。市民の意見を十分に反映するというようになっており

ますので、ぜひ多くの市民や幅広い年代、特に10代20代の若い人たちの意見をしっかり聞いて集約をした、最先端の施設が完成すればいいなというふうに強く思った次第です。以上です。

稲川議長

ありがとうございました。他にご報告ありませんでしょうか。なければ、続きましてその他に入ります。皆様から何かありますでしょうか。

田口委員

藤沢市邦楽協会合同演奏会のチラシは、琵琶の先生がPRのためにお配りしているものだと思います。私達文化団体連合会は、10の団体が様々な会を市民会館でやっております。

稲川議長

情報共有どうもありがとうございます。他に何かございますでしょうか。ないようでしたら、次回の定例会の日程について事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局

次回定例会につきましては、11月20日月曜日の午前10時から正午の開催を予定しております。皆様には、定例会のおおむね2週間前に開催通知と、今回の議事録を電子メールでお送りいたします。その際に、議題や会場等につきましてご連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。また、生涯学習ふじさわプラン2026の進捗管理における視察につきましては、10月27日金曜日、11月4日土曜日、11月8日水曜日に実施を予定しておりまして、西村委員と矢尾板委員がご参加を予定されておりますので、よろしく願いいたします。

稲川議長

今からでも視察をご希望の場合は、事務局の方にご連絡いただければよろしいかと思えます。視察に行かれた皆様には終わった後に感想等を会議の方でシェアしていただけるとありがたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。事務局から何かございますでしょうか。

本日もかなり内容は非常に盛りだくさんで、説明がしきれていないというようなところがありまして、事務局からは午前10時から正午という開催時間を申し上げましたけれども、時間を早めて開催をしようかという話も事務局の方では考えているのですが、もし9時半スタートということになってもよろしいでしょうか。大丈夫という方、挙手していただければと思います。ありがとうございます。

そうしましたら、30分早めて開催させていただきたいと思います。また次回の定例会のご案内をするときに、開催時間を改めてご報告申し上げます。それでは、本日の定例会はこれで終了とさせていただきます。

***** 午後0時10分 閉会 *****